

## 令和5年度第1回秋田市中心卸売市場取引委員会会議録

1 日時 令和5年11月1日（水）午後2時00分～2時40分

2 会場 秋田市中心卸売市場花き棟2階 会議室

3 出席者 (取引委員)

橋本 正史	委員
嶋田 善直	〃
松渕 久美	〃
阿部 昭裕	〃
佐藤 政則	〃
浅石 薫	〃

(事務局)	秋田市中心卸売市場	市場長	鷺谷 達夫
	〃	市場管理室長	山平 喜仁
	〃	市場管理室副参事	高橋 宏英
	〃	主席主査	及川 全
	〃	技師	小林 優花

### 4 議題

- (1) 会議録署名委員の選出について
- (2) 令和6年秋田市中心卸売市場臨時休開場日について

### 5 その他

- ・秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について（事務局）



	委員から何か意見はあるか。
委員一同	(なし)
橋本委員長	令和6年の臨時休開場日についての取引委員会としての意見は、開設者の提案に異議なしとする。 取引委員会からの意見について、開設者から何かあるか。
鷲谷市場長	それでは、開設者の案のとおり、令和6年の臨時休開場日の決定の進め方を進める。
橋本委員長	令和6年の臨時休開場日について、関係者へ周知をお願いする。 以上で案件の(2)について、審議を終了する。  次に、次第4「その他」に入る。 次第に記載されている内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局(小林)	(「秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について」を配付資料により説明。
橋本委員長	ほかに何かあるか。
浅石委員	令和6年4月からの地方化により、秋田県花卉小売商業協同組合が解散となる。それにより、支払いについても、代払いしていた当協同組合からあきた市場マネジメントへ変更となる。 当協同組合では、営業停止している会社に対する立替え払いして、約700万円の債務が残っている。 その債権については、対象の会社に対し継続して請求しているが、当協同組合が解散となった場合、当市場の秋田生花(株)とその会社の関係に戻ることが考えられるが、どのような対応とすべきか。
鷲谷市場長	その700万円については、秋田生花(株)へは協同組合か

ら支払済みであり、その債務を協同組合が持っているということか。

浅石委員

そのとおりである。

鷺谷市場長

その会社はまだ存在しているのか。

浅石委員

営業はほぼしていないが、法人として残っており、倒産はしていない。そのため、損益計上もできず、債権だけが残っている状況である。それが未解決のまま当協同組合が解散することを懸念している。

過去にも相談したが、代払い制度を運用している以上、協同組合が債権を回収すべきとの判断を受けている。

鷺谷市場長

協同組合の中で、この債権の扱いについて協議しているのか。

浅石委員

この債権については、損益として未計上となっているが、組合の解散時、組合員に対しての原資の一部になることから、どう取り扱うべきか苦慮している。

佐藤委員

この債権者に対しては、弁護士からの指導もあり、毎年請求書を送付しているが、未払いの状況である。

鷺谷市場長

この内容については、民と民の問題であることから、行政は立ち入ることはできない。あとは、協同組合が先方と交渉してもらおうしかないと考える。

橋本委員長

それでは、取引委員会を終了する。